

就職やスキルアップを考えているひとり親のみなさまへ ～講座を受講した場合、経費の一部が受給できます！～

自立支援教育訓練給付金

対象者

- 富良野市在住の方
- 20 歳未満のお子さんを養育しているひとり親（講座修了時に子が 20 歳に達する場合は対象外となります。詳しくはお問合せください。）
- 過去にこの給付金を受けたことがない
- 就業経験、技能、資格の取得状況から判断して、教育訓練を受けることが適職に就くために必要であると認められる場合

支給金額（教育訓練経費/入学金・受講料等）

	雇用保険支給要件なし		雇用保険支給要件あり		支給上限	
	支給時期	支給割合	支給時期	支給割合		
一般教育訓練講座	受講修了後	60%		60%から雇用保険支給割合を除く	20万円	
特定一般教育訓練講座		60%			20万円	
専門実践教育訓練講座	・受講修了後または受講中（半年ごとの支給）		受講修了し、雇用保険の支給後	85%（★）から雇用保険支給割合を除く	①	40万円 × 修業年数
	追加	修了後資格取得し、1年以内に就職等した場合			②	（60万円×就業年数）から既に給付した額を引いた額

お問合せ

富良野市教育委員会

こども未来課

TEL：0167（39）2223

対象講座

雇用保険制度の教育訓練給付の対象となる

「一般教育訓練講座」
「特定一般教育訓練講座」
「専門実践教育訓練講座」

例：介護福祉士（実務者研修含む）保育士・調理師など

（※特定一般・専門実践は、専門資格取得を目的とする講座に限る

【厚生労働省HP】

教育訓練給付金の対象となる主な試験・資格など



教育訓練給付金指定講座検索システム



（★）専門実践教育訓練講座の追加給付の対象にならない場合支給は 60%になります。
※自立支援教育訓練給付金の支給額が 12 千円以下の場合
は支給対象外です。



まずはお気軽
にご相談くだ
さい

受 申 込 講 前

自立支援教育訓練給付金の手続きの流れ

事前相談

1 事前相談 ※(注意)受講してからの申請は給付支給されません。

- ・受講の前に相談にきてください。希望する資格等状況を伺い利用できる制度を案内します。希望する講座が決まっている場合は受講講座のパンフレットを持参してください。
- ・ハローワークに行き受講講座が教育訓練給付金の指定講座か確認し、支給要件回答書(教育訓練施設名、講座名、指定番号、経費など記載されたもの)を作成してもらいます。

面談

2 面談

生活状況、就業への意欲、資格取得への取組等について個別に面談を行い、就業による自立にむけた聞き取りをします。

受講講座
指定申請
手続き

3 提出書類

- ① 母子・父子の戸籍謄本
- ② 住民票の写し(世帯全員分)
- ③ 自立支援教育訓練給付金
事業受講対象講座指定申請書
- ④ 受講内容、入学金、受講料及び受講日程の記載されている書類
- ⑤ 教育訓練給付金支給要件回答書(ハローワーク発行)

このほか、申請者本人の番号確認書類(マイナンバーカード、マイナンバー入り住民票など)及び身元確認書類(運転免許証、パスポート、年金手帳など)が必要となります。
なお、マイナンバーカードは1点で番号確認書類と身元確認書類の両方を兼ねます。

※省略できる場合があります

審査・決定

受講申込

受 講 開 始 後

受 講 中

受 講 開 始
～
受 講 修 了

提出書類 (要予約)

- ① 自立支援教育訓練給付金支給申請書
- ② 母子・父子の戸籍謄本
- ③ 住民票の写し(世帯全員)
- ④ 講座受講料の支払い領収書
- ⑤ 教育訓練給付金受講証明書または教育訓練修了証明書
- ⑥ 振込先口座の通帳またはカード
- ⑦ 印鑑
- ⑧ 教育訓練給付金支給・不支給決定通知(ハローワーク発行)
- ⑨ 講座指定通知書 ※富良野市発行

※省略できる場合があります

受講
修了後
30日
以内

支給申請

審査・支給決定

支給 受講料
の60%

該当
から30
日以内

専門実践教育訓練講座を受講し修了した方

受講修了後1年以内に資格取得し就職した場合

支給申請

審査・支給決定

支給・決定

受講料
の25%

提出書類 (要予約)

- 上記の①～⑦の他
- ・支給申請書(追加支給用)
 - ・資格取得、就職等したことがわかる書類

※専門実践教育訓練指定講座で分割支給を希望した方は半年ごとに分割申請が必要です。